

入札公告

公示第12号

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和4年1月17日

支出負担行為担当官

厚生労働省東京労働局総務部長

飯田 剛

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
(2) 履行期間又は履行期限	契約日から令和5年3月31日（金）
(3) 履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
(4) 契約方法	一般競争入札（総合評価札方式）
(5) 入札説明書の交付	令和4年1月17日（月）から令和4年2月10日（木） （下記2（1）のとおり）
(6) 入札説明会の日時及び場所	実施しません
(7) 競争参加資格確認関係書類等及び技術提案書の提出期限	令和4年2月17日（木） 必着
(8) 入札書の提出期限	令和4年2月17日（木） 必着
(9) 開札の日時	令和4年3月3日（木） 11時30分 当日の立ち会いは不要です

2 照会先

(1) 入札説明書の交付、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒102-8305

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

東京労働局総務部会計課用度係 担当：清水（しみず）

電話：03-3512-1607 メール：shimizu-tomohitoaa@mhlw.go.jp

電子メールでの交付を希望する場合、上記メールアドレスへ連絡すること

(2) 提案書類の提出場所、仕様に関する問い合わせ先

〒102-8305

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階

東京労働局職業安定部職業安定課若年雇用係

担当：幾野（いくの）、野口（のぐち）

電話：03-6684-1701

メール：ikuno-hiroki@mhlw.go.jp
noguchi-yuka.rw2@mhlw.go.jp

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。) 破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされている者であること。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと(入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。)

(5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(7) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法(昭和22年法律第141号)又は労

働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(8) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練（以下「専門実践教育訓練等」という。）を契約開始年月日以降実施する予定がない団体であること。また、次に掲げる関係にある者が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練等を契約開始年月日以降実施する予定がないこと。

連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第4号に規定する連結子会社をいう。）

親会社等（アからエまでに該当する者）

ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

イ 参加者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

ウ 参加者の役員（株式会社にあつては取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合にあつては理事又はこれらに準ずる者をいう。）を現に兼ねている者がいる場合

エ 参加者の事業の方針に関して、アからウに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

(9) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。

(10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

ア 総合評価落札方式とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(2) 電子入札の可否 否

(3) 開札の執行

感染症予防の観点から入札参加者の立会は認めず、当省の契約と関係の無い職員を立ち合わせて開札を行う。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

期日までに入札説明書別紙 3 により令和 01・02・03 年度（又は平成 31・32・33 年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記 2（2）まで郵送にて提出すること。

また、入札に参加を希望する者は、上記書類とあわせて競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

なお、担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い者をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額が予決令第 85 条の規定に基づき設定された低入札価格調査基準に該当することとなったときは落札者の決定を保留し、予決令第 86 条第 1 項の規定に基づき調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。なお、低入札価格調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い他の者を落札者とすることがある。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書による。